

平成 17 年 7 月 28 日

各 位

株式会社 U F J ホールディングス
(コード番号 8307)

会社分割による事業融資保証業務の承継の件

当社子会社である株式会社 U F J 銀行（以下「U F J 銀行」と、日本信販株式会社（以下「日本信販」）および南日本信販株式会社（以下「南日本信販」）は、本日開催の取締役会において、関係当局の許認可等を前提に、日本信販および南日本信販における事業融資に関する保証業務に係る営業を吸収分割（分割期日は平成 17 年 9 月 16 日を予定）により U F J 銀行に承継することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 会社分割の目的

U F J 銀行は、わが国におけるリテールナンバーワン金融グループを実現するため、昨年 1 月に日本信販と戦略的提携に関する契約を締結し、提携内容の具体化を進めており、本年 10 月 1 日には日本信販を子会社化することを予定しております。

本件はこれに伴う法令上の諸条件への対応として、日本信販および南日本信販における事業融資に関する保証業務に係る営業について、会社分割により U F J 銀行に承継することとしたものです。

（なお U F J 銀行は、本年 10 月 1 日に、株式会社東京三菱銀行と合併する予定です）

2. 会社分割の要旨

(1) 分割の日程

分割契約書承認取締役会	平成 17 年 7 月 28 日
分割契約書調印	平成 17 年 7 月 28 日
分割期日	平成 17 年 9 月 16 日（予定）
分割登記	平成 17 年 9 月 16 日（予定）

(2) 分割方式

日本信販および南日本信販をそれぞれ分割会社とし、U F J 銀行を承継会社とする分社型吸収分割です。本会社分割は株主総会の承認を要しない簡易分割です。

承継にあたっては、産業活力再生特別措置法に基づき、UFJ銀行は日本信販および南日本信販に対して、新株の発行にかえて、それぞれ1,000万円の金銭を交付します。

(3)株式の割当

株式の割当は行いません。

(4)分割交付金

分割交付金の支払いはありません。

(5)承継会社が承継する権利義務等

UFJ銀行は、事業融資に関する保証業務に係る営業に属する資産・負債・契約上の地位その他の権利義務を承継します。また債務および義務の承継については、免責的債務引受の方法によります。

なお、日本信販および南日本信販から承継する保証残高は、22,001百万円です（平成17年3月末現在で算出）。

以 上